

家畜衛生便り

No.397

令和6年4月4日発行

西部家畜保健衛生所 ○吉野川庁舎 〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3 TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397
○東みよし庁舎 〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1 TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843
家畜保健衛生所ホームページURL <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

ごあいさつ

所長 福見 善之

4月の定期人事異動において、引き続き、西部家畜保健衛生所に勤務することとなり、2年目を迎えることになりました。

皆様におかれましては、日頃より当所の家畜保健衛生業務にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、畜産を取り巻く状況につきましては、ロシアのウクライナ侵攻を契機に国際的な穀物価格や原油価格の高騰に加え、円安等による飼料穀物価格の高騰が重なり、畜産はかつてない厳しい状況に直面、その影響を受け、全国的に畜産農家戸数の減少が続いています。

このような状況の中、県といたしましては、畜産農家の方々が経営を継続できるよう飼料高騰対策として支援を継続しているところですが、早く戦争が終結し、畜産経営が安定することを願っています。

我々、家畜衛生を取り巻く環境においても、HPAIや豚熱などの防疫対応に加え、国内への侵入リスクが高まるアフリカ豚熱への警戒、更には、従来からあるBSE対策としての死亡牛サーベランスやヨーネ病、牛伝染性リンパ腫といった慢性疾病対策などの対応もあり、家畜衛生分野の業務量や責任の重さが年々増えてきている状況となっております。

このような厳しい状況において、県内の畜産農家をしっかりと守り抜いていくため、危機意識を高めるとともに、専門性を生かした職責を全うし、畜産振興や畜産物の安定供給に向けた対策に取り組んで参りたいと思っておりますので、畜産農家の皆様におかれましては、引き続き「飼養衛生管理基準の遵守・徹底」についてお願いいたします。

最後になりますが、管内畜産農家並びに関係者の皆様からのご意見に耳を傾けながら、本県の家畜衛生業務の推進に取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年度 西部家畜保健衛生所 職員

所 長 福見 善之
次 長 笠原 猛
次 長 笠井 裕明〔美馬・三好担当〕

衛生防疫第一担当 【吉野川庁舎】

課長補佐（リーダー）	山本 由美子
主査兼係長	樋口 典子
係 長	川田 健太（食肉衛生検査所から転入）
主 任	松英 百合子
主 任	森川 かほり
主 任	赤星 啓（動物愛護管理センターから転入）
主 事	岡脇 良奈（東みよし庁舎から転入）
主 事	伊藤 拓海
会計年度任用職員（獣医師）	井内 民師
会計年度任用職員（獣医師）	鴻野 文男
会計年度任用職員（獣医師）	松尾 功治
会計年度任用職員（補 助）	田村 幸子

衛生防疫第二担当 【東みよし庁舎】

課長補佐（リーダー）	福見 貴文
係 長	丸谷 永一
主 任	森川 繁樹（畜産研究課から転入）
主 任	竹元 一軌
会計年度任用職員（獣医師）	色原 豊彦
会計年度任用職員	立川 沙織
会計年度任用職員（補 助）	浜田 るり子

〈転出者・転出先〉

（係長）岩田 裕美	畜産研究課 係長
（主事）小原 彩子	徳島家保 主任主事
（主任）市川 正史	食肉衛生検査所 主任

〈退職者〉

（会計年度任用職員）増居 奏美
（会計年度任用職員・獣医師）大谷 長治

伝染病予防のため、 適切な飼養衛生管理を実施してください

- 異常家畜の早期発見、早期通報をお願いします。

日常の健康観察を徹底し、家畜伝染病を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、**直ちに通報**してください。

＜連絡先＞西部家畜保健衛生所

吉野川庁舎 0883-24-2029

東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。

- 農場出入口・畜舎周辺の消毒の徹底に努めてください。
- 中国や韓国など、家畜伝染病発生国からの人や物の流通に留意してください。
- 農場に出入りする人や車両の消毒をお願いします。
- 衛生管理区域内に野生動物が侵入しないよう、御注意ください。
- 家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、野生動物の侵入を防止してください。
- 当所からの広報等、情報の収集に努めてください。

死亡家畜の処理は適正に行いましょう

家畜の死体については、「廃掃法」と「化製場法」に基づいて、専門の業者に運搬・処理を依頼してください。

○廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・動物の死体は、産業廃棄物にあたります【第二条】
- ・事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません【第三条】
- ・廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています【第十六条】

○化製場法：化製場等に関する法律

- ・死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う事は禁止されています【第二条】



堆肥の散布方法に注意しましょう！

たい肥の散布は、農作物の健全な生育に重要な作業である一方、「悪臭」が苦情の原因となっています。

たい肥を使用する際には、次の点に注意してください。

- ・できるだけ完熟したものを使用する。
- ・農地に搬入した堆肥は速やかに鋤き込む。
- ・耕種農家へ堆肥を販売、譲渡する場合も、速やかに鋤き込むよう促す。

過剰なたい肥散布はやめましょう！

